

令和4年度工業団地におけるエネルギーの効率的利用方法の検討業務委託 公募型プロポーザル実施要領

令和4年4月11日

1 目的

国内外で脱炭素化への取組が活発となる中、企業経営においてもカーボンニュートラルへの正しい理解及び対応が求められている。カーボンニュートラル実現に当たっては、単独事業所における省エネルギー対策や再生可能エネルギーによる電力の脱炭素化に加えて、複数事業所間での電熱の融通やAI・IoTなどを活用したエネルギーマネジメントなど、様々なソリューションの活用により、事業所同士が連携し取り組むことで、更にエネルギーの効率的な利用が進み、カーボンニュートラルの実現に早く近づくことが期待できる。

また、省エネや再生可能エネルギーの導入等によるカーボンニュートラルへの取組は、地球環境への対応という側面のみならず、災害時のエネルギー強靱化という視点を入れることで導入効果が大きくなることが期待できる。

そこで企業の工場等が集中的かつ多く立地する工業団地を対象として、複数事業所間での連携したエネルギー利用について、その利用可能性の調査・検討を行うものである。

については、公募型プロポーザル方式にて委託先を決定するため、参加者を募集する。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和4年度工業団地におけるエネルギーの効率的利用方法の検討業務委託
- (2) 実施主体 埼玉県
- (3) 履行期限 令和5年3月24日（金）
- (4) 委託業務内容 別添「令和4年度工業団地におけるエネルギーの効率的利用方法の検討業務委託仕様書」のとおり。
- (5) 委託上限額 14,994,100円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 スケジュール

- (1) 公告日 令和4年 4月11日（月）
- (2) 質問事項の受付期間 令和4年 4月11日（月）～4月22日（金）まで
- (3) 企画提案書受付期間 令和4年 4月27日（水）～5月20日（金）まで
- (4) プレゼンテーション審査 令和4年 5月下旬～6月上旬
- (5) 審査結果通知 令和4年 5月下旬～6月上旬

4 参加資格

次の（1）から（6）までのいずれかに該当する者は、企画提案を行うことができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されている者
- (2) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札

参加停止等の措置を受けている者

- (3) 埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく指名除外措置を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者

5 質疑応答の方法

この募集要領に関する質疑は、電子メールに下記の質問書を添付して送付すること。なお、件名は「（企業名・提出日）令和4年度工業団地におけるエネルギーの効率的利用方法の検討業務委託に関する質問」とすること。

(1) 提出書類

令和4年度工業団地におけるエネルギーの効率的利用方法の検討業務委託公募質問書
（様式1）

(2) 受付期間

令和4年4月11日（月）～4月22日（金）まで

(3) 提出先

埼玉県環境部エネルギー環境課

E-mail : a3170-02@pref.saitama.lg.jp

(4) 回答方法

質疑応答については、エネルギー環境課のホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。

エネルギー環境課のURL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0503/index.html>

6 企画提案書の提出

(1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間 令和4年4月27日（水）～5月20日（金）まで

イ 提出方法 持参又は郵送（書留による）とする

ウ 提出先 埼玉県環境部エネルギー環境課

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 第3庁舎3階

(2) 提出書類および提出部数

次のア～カを原本1部、写し5部（合計6部）及び電子的に記録した媒体1枚を提出すること。

- ア 令和4年度工業団地におけるエネルギーの効率的利用方法の検討業務企画提案書（様式2）
- イ 委託料の見積書
 - （ア）「2（5）委託予定額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。（様式任意）
 - （イ）経費の内訳表を作成すること。（様式任意）
- ウ 登記事項証明書（提案日前3か月以内に発行されたもの）
- エ 最新決算年度の事業報告書
- オ 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）並びに消費税及び地方消費税の納税証明書
- カ 貸借対照表・損益計算書・利益処分計算書及び附属明細書（直近3期）

（3）企画提案の内容

（2）アの企画提案書には次に掲げる事項を記載した書類（様式任意）を添付すること。

ア 作業スケジュール及び実施体制

作業スケジュール（予定）及び（ア）～（エ）を含めた実施体制を表にまとめて提示すること。

（ア）責任者の氏名・役職

（イ）従事者の役割分担

（ウ）従事者数

（エ）本業務に従事する者のイに掲げた業務の従事した実績、本業務に関連する資格や能力等（資格については、資格を有することの証明する書類の写しを添付）

イ 本業務に類する業務の受注実績

過去10年間に国、地方公共団体で実施した本業務と同種又は類似業務の受注実績。（国、地方公共団体から直接受注したものに限り、複数の業務実績がある場合は一覧表を作成の上、契約書や仕様書の写しなど当該委託の内容及び実績の有無が判断できる書面を添付すること。）

ウ 本業務の実施に当たっての基本方針

本業務を実施に当たっての基本方針を提示すること。なお、提示に当たっては、次の（ア）～（イ）の内容を含めること。

（ア）本業務の実施にあたって参考となる事例や留意事項

（イ）令和3年度に実施した調査結果の活用方針（調査対象の各工業団地の特徴を含む。）

エ エネルギーの利用実態等の調査

仕様書4（1）アにおける調査手順を具体的に提示すること。なお、提示に当たっては、次の（ア）～（カ）の内容を含めること。

（ア）想定される導入可能性の高い技術と当該技術を想定した理由

（イ）仕様書4（1）アにおいて調査対象の選定に当たっての考え方

（ウ）仕様書4（1）アにおいて行う書面調査における調査項目と当該項目により把握したい事項（項目は考えられるものを複数記載すること。）

（エ）仕様書4（1）アにおいて行う現地調査における調査項目と当該項目により把握したい

事項（項目は考えられるものを複数記載すること。）

(オ) 仕様書4（1）アにおける調査対象者の負担軽減のために行う工夫

(カ) 仕様書4（1）アにおいて調査対象及び調査項目の設定に当たって意見聴取対象となる有識者の候補とその選定理由、意見聴取項目

オ 排熱量及び電力・熱需要量の推計

仕様書4（1）イにおける手順を具体的に提示すること。なお、提示に当たっては、想定される導入可能性の高い技術ごとに提示すること。

カ エネルギー効率利用方法の検討

仕様書4（1）ウにおける検討手順を具体的に提示すること。なお、提示に当たっては、次の（ア）～（イ）の内容を含めること。

(ア) 仕様書4（1）ウにおいて整理すべき項目とその選定理由

(イ) 仕様書4（1）ウにおいて意見聴取対象となる有識者の候補とその選定理由、意見聴取項目

キ 水平展開を図るための制度及び事業の検討等

仕様書4（2）ア及びイにおける検討手順を具体的に提示すること。なお、提示に当たっては、次の（ア）～（イ）の内容を含めること。

(ア) 仕様書4（2）アにおける検討手順

(イ) 仕様書4（2）アにおいて参考とする情報（国や自治体の制度や事業等考えられるものを複数記載すること。）

(ウ) 仕様書4（2）イにおける検討手順

(エ) 仕様書4（2）イにおいて参考とする情報（国の制度動向など検討に当たって抑えておくべきポイントを簡潔に説明すること。）

ク セミナーの開催支援

仕様書4（3）におけるセミナーの支援に当たっての体制や内容を具体的に提示すること。なお、提示に当たっては、次の（ア）～（ウ）の内容を含めること。

(ア) 仕様書4（3）ア（ア）において提案するセミナーでの実施項目（有識者を承知する場合はその候補）と当該項目を実施する目的・理由（項目は考えられるものを複数記載すること。）

(イ) 仕様書4（3）ア（イ）において収集する情報（文献調査やヒアリング調査の内容を含む。）

(ウ) 仕様書4（3）ウにおいて提案するアンケート調査の項目と当該項目を調査する目的・理由

ケ その他提案事項等

ア～ク以外に本業務目的を達成するために必要と思われる事項や特筆すべき実績や能力などアピールしたい事項等がある場合は、具体的に記述すること。

7 審査方法等

(1) 審査方法

委託先候補者の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、県が設置する「令和4年度工業団地におけるエネルギーの効率的利用方法の検討業務審査委員会」（以下「審査委員会」という。）においてプレゼンテーション（WEB会議形式）を行い、審査委員会が提案内容を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。

ただし、応募者多数の場合には書類で1次審査を行い、1次審査を通過した者だけがプレゼンテーションを行うものとする。

なお、企画提案書を提出した者が1者のときは、審査委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

（2）審査基準

事業提案を審査する基準は概ね次のとおりとする。

| 審査項目 | 審査内容 |
|------------------|---|
| 事業の遂行 | <p>ア 経営が安定しており、運営能力があるか。</p> <p>イ 本業務と類似業務の受託実績があるか。</p> <p>ウ 業務を円滑に行う人員・技術を有しているか。また、提示された実施体制の下で、実施可能で妥当なスケジュールとなっているか。</p> |
| 本業務の実施に当たっての基本方針 | <p>ア 本業務の実施に当たって参考となる事例や留意事項は、本業務の趣旨・目的を理解したものになっているか。また、仕様書4（1）及び（2）において調査・検討するに当たって適切か。</p> <p>ウ 令和3年度に実施した調査結果の活用方針は、本業務の趣旨・目的を理解したものになっているか。また、仕様書4（1）において調査・検討するに当たって適切か。</p> |
| エネルギーの利用実態等の調査 | <p>ア 想定される導入可能性の高い技術と当該技術を想定した理由は、令和3年度の調査結果を踏まえて適切なものとなっているか。</p> <p>イ 提案された調査対象の選定に当たっての考え方は、令和3年度の調査結果及び想定している導入技術を踏まえて適切なものとなっているか。</p> <p>ウ 提案された書面調査における調査項目と当該項目により把握したい事項は、想定している導入技術を踏まえて、仕様書4（1）ウにおいてエネルギー利用方法を検討するに当たって必要十分なものとなっているか。</p> <p>エ 提案された現地調査における調査項目と当該項目により把握したい事項は、想定している導入技術を踏まえて、仕様書4（1）ウにおいてエネルギー利用方法を検討するに当たって必要十分なものとなっているか。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| | <p>オ 提案された内容は、調査対象者の負担を軽減可能なものになっているか。</p> <p>カ 提案された意見聴取対象となる有識者の候補とその選定理由、意見聴取項目は、仕様書4（1）ウにおいてエネルギー利用方法を検討するに当たって適切か。</p> |
| 排熱量及び電力・熱需要量の推計 | <p>ア 提示された手順は、仕様書4（1）ウにおいてエネルギー利用方法を検討するに当たって適切か。</p> |
| エネルギー効率利用方法の検討 | <p>ア 仕様書4（1）ウにおいて整理すべき項目は、事業者が技術導入を検討するに当たって必要十分か。</p> <p>イ 仕様書4（1）ウにおいて意見聴取対象となる有識者の候補とその選定理由、意見聴取項目は、エネルギー利用方法を検討するに当たって適切か。</p> |
| 水平展開を図るための制度及び事業の検討等 | <p>ア 提案された仕様書4（2）アにおける検討手順は、県内の工業団地での普及方策を検討するに当たって適切か。</p> <p>イ 提示された仕様書4（2）アにおいて参考とする情報は、県内の工業団地での普及方策を検討するに当たって適切か。</p> <p>ウ 提案された仕様書4（2）イにおける検討手順は、デマンドレスポンスを県内企業に進めるための方策を検討するに当たって適切か。</p> <p>エ 提案された仕様書4（2）イにおける参考とする情報は、デマンドレスポンスを県内企業に進めるための方策を検討するに当たって適切か。</p> |
| セミナーの開催支援 | <p>ア 提案されたセミナーでの実施項目は、セミナーの開催目的を理解したものとなっているか。</p> <p>イ 仕様書4（3）ア（イ）において収集する情報は、セミナーの開催目的を踏まえ、十分活用されるものとなっているか。</p> <p>ウ 提案されたアンケート調査の項目は、本業務の趣旨・目的を理解したものとなっているか。</p> |
| 見積価格 | <p>ア 本業務に関する経費が適切に計上され、かつ過不足なく積算されているか。</p> |

なお、「6（3）企画提案の内容」のうち、「ケ その他提案事項等」について提案等ある場合は、その内容により加点する。

8 事業者の決定

- (1) 業務内容に関する細目事項について、委託先候補者と県の間で協議の上、業務委託契約を締結する。その際、企画提案の内容により仕様書の一部を変更する場合もある。
- (2) 委託先候補者と協議が整わない場合、契約締結までの間に委託先候補者に事故のある場合等委託先候補者としての資格要件を失ったときは、委託先候補者に対してその資格を取り消

す旨の通知をした後、選定委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに委託先候補者として協議を行う。

- (3) 協議が整った場合は、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、委託契約を締結する。
- (4) 提出した企画提案書が選定されなかった者については、選定されなかった旨を書面により通知する。

9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 4(1)から(6)までのいずれかに該当することが確認された場合

10 留意事項

(1) 提案書類に係る取扱い

- ① 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。
- ② 提案書類に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行に当たってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。
- ③ 提出された企画提案書等は、参加資格審査、企画提案書の選定等プロポーザルの実施上必要な場合を除き、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。
- ④ 企画提案書の著作権はそれぞれの提案者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 複数の提案の禁止

応募は1事業者当たり1点とし、複数の提案書の提出は行うことができない。

(4) 資料の閲覧

仕様書に記載された過去の委託業務に係る資料を、所定の手続を経て県庁内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、「11 担当窓口」にあらかじめ連絡の上、訪問日時を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から提示できない場合がある。

11 担当窓口

埼玉県環境部エネルギー環境課

〒330-3901 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

E-mail : a3170-02@pref.saitama.lg.jp

電話 048-830-3024 ファクス 048-830-4778